

中原区役所広告付き表示板等設置運用事業 評価基準表

評価項目		配点
1 類似業務実績に関すること		
(1)	類似業務実績が豊富である。	10
2 来庁者に対する案内機能		
(1)	設置後のイメージが具体的に示され、周囲との調和がとれた提案となっている。	10
(2)	文字の大きさや配色等について、ユニバーサルデザインへの配慮がされた提案となっている。	10
(3)	表示内容について、仕様書記載の内容を満たし、レイアウトに調和がとれた提案となっている。	10
(4)	表示内容のメンテナンスの手法及び更新頻度が具体的に示された提案となっている。	10
3 広告掲載に関すること		
(1)	広告主の募集方法や広告内容の審査方法などが具体的に示された提案となっている。	10
4 設置、維持管理に関すること		
(1)	設置にあたっての安全対策が具体的に示された提案となっている。また、維持管理の費用負担の考え方が具体的に示され、故障時等における体制が具体的に示された提案となっている。	10
5 提案価格に関すること		
(1)	提案価格が最低貸付価格を上回り、より高い価格で提案されている。	20
6 その他サービスに関すること		
(1)	仕様書外のサービスが付加されている。	10
総合評価		100